

エトプロホス

食品名	残留基準値
	ppm
ぼれいしよ	0.05
かんしよ	0.05
さとうきび	0.02
かぶ類の根	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
メロン類果実	0.02
いちご	0.02
バナナ	0.02
その他のハーブ(注1)	0.02

(注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、らっかせい、てんさい、キャベツ、芽キャベツ、レタス、たまねぎ、その他のなす科野菜、まくわうり、未成熟えんどう、ぶどう、パイナップルについては、現行基準が削除される。

トリブホス(Tribufos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{S}-\text{P}-\text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \\ \quad \quad \quad \diagdown \\ \quad \quad \quad \text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \end{array} $										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	有機リン系植物成長調整剤である。植物体内のホルモンレベルを変えることによって綿の葉の器官離脱を引き起こすと考えられている。										
適用作物	綿実										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において綿実及び畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性試験／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリブホスとする。										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	9.8	幼小児 (1～6 歳)	23.1	妊婦	10.2	高齢者 (65 歳以上)	9.6
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	9.8										
幼小児 (1～6 歳)	23.1										
妊婦	10.2										
高齢者 (65 歳以上)	9.6										
意見聴取の状況	平成 22 年 8 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 9 月 3 日～10 月 2 日パブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	4.0	4		4.0	アメリカ	【<0.50-2.57(n=15)(米国)】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
牛の脂肪	0.15	0.02		0.15	アメリカ	
豚の脂肪	0.15	0.02		0.15	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15	0.02		0.15	アメリカ	
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
乳	0.01	0.02		0.01	アメリカ	
鶏の筋肉		0.002				
その他の家さんの筋肉		0.002				
鶏の脂肪		0.002				
その他の家さんの脂肪		0.002				
鶏の肝臓		0.002				
その他の家さんの肝臓		0.002				
鶏の腎臓		0.002				
その他の家さんの腎臓		0.002				
鶏の食用部位		0.002				
その他の家さんの食用部分		0.002				
鶏の卵		0.002				
その他の家さんの卵		0.002				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.002				
魚介類(貝類に限る。)		0.002				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.002				
その他の魚介類		0.002				
はちみつ		0.002				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

トリブホス

食品名	残留基準値
	ppm
綿実	4.0
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ^(注1)	0.02
牛の脂肪	0.15
豚の脂肪	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^(注2)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

（注1）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

（注2）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ケトプロフェン (Ketoprofen)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、馬/抗炎症薬										
作用機構	アリルプロピオン酸系の非ステロイド性抗炎症薬であり、プロスタグランジンの合成を阻害することで作用を示す。ラセミ化合物で、S(+)体の方が R(-)体より薬理的には活性である。										
我が国の承認状況	イヌ及びネコ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 豪州及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.001 mg/kg 体重/日 [設定根拠] 単回 経口投与試験(ウサギ) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/日 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質:ケトプロフェン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>65.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	15.3	幼小児(1~6歳)	65.4	妊婦	18.3	高齢者(65歳以上)	15.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	15.3										
幼小児(1~6歳)	65.4										
妊婦	18.3										
高齢者(65歳以上)	15.1										
答申案	別紙 2 のとおり。										

ケトプロフェン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.25
牛の脂肪	0.05	0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.8
牛の食用部分 ^{*1、*2}	0.05	0.05	0.05	
豚の筋肉				0.1
豚の腎臓				0.05
乳	0.05	0.05	0.05	0.05

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

* 1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

* 2: 食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

答申(案)

ケトプロフェン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
牛の食用部分*	0.05
乳	0.05

* :食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ホスホマイシン(Fosfomicin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/パストレラ性肺炎等、すずき目魚類/類結節症の治療										
作用機構	<i>Streptomyces fradiae</i> 、 <i>S. viridochromogenes</i> 及び <i>S. wedmorensis</i> の培養による産生又は合成により製造される抗菌性物質で、広い抗菌性スペクトルと殺菌的作用を有する。細菌の細胞壁のペプチドグリカン合成を阻害することにより抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019mg/kg 体重/日(微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ホスホマイシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">5.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.9	幼小児(1~6歳)	5.1	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	1.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.9										
幼小児(1~6歳)	5.1										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	1.8										
答申案	別紙2のとおり。										

ホスホマイシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	薬事法 ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5	0.5
牛の肝臓	0.5	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5	0.5
牛の食用部分*1、*2	0.5	0.5	0.5
乳	0.05	0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限 る。)	0.05	0.05	0.05

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

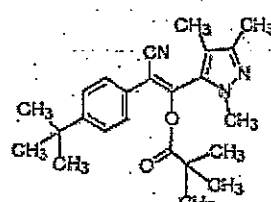
答申(案)

ホスホマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分*	0.5
乳	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05

* :食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シエノピラフェン (Cyenopyrafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	プロペンニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請；ネクタリン、小粒核果類 ぶどう、メロン等/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、かんきつ、いちご、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 以下の①と②による ①2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シエノピラフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="606 1456 1420 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.6	幼小児 (1~6歳)	25.1	妊婦	11.2	高齢者 (65歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.6										
幼小児 (1~6歳)	25.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○・申			<0.01,<0.01(#)/ <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○・申			0.70,0.32/0.52,0.90(#)
レモン	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
グレープフルーツ	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
ライム	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(\$),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なしを参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1		申			0.21,0.36(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	5		申			(うめを参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2		申			0.04(\$),<0.01
うめ	5		申			0.76,1.65(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(\$)
いちご	3	2	○・申			1.30,1.02
ぶどう	5		申			0.09,2.80(\$)
茶	60	60	○			48.8(\$),5.0/ 14.0,15.4(荒茶)
その他のスパイス	15	10	○・申			4.14,2.38(#)/ 6.41(\$),1.66 (みかん(果皮))

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シエピラフェン

食品名	残留基準値
	ppm
なす	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
茶	60
その他のスパイス ^(注2)	15

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン（エクダイソン）様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請；ブロッコリー/ハスモンヨトウ、ヨトウムシ										
我が国の登録状況	米、大豆、りんご、ブロッコリー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ブロッコリー、キャベツ等に国際基準は設定されている。 米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウイフルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.098 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	42.2	幼小児 (1~6 歳)	75.1	妊婦	33.4	高齢者 (65 歳以上)	45.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	42.2										
幼小児 (1~6 歳)	75.1										
妊婦	33.4										
高齢者 (65 歳以上)	45.3										
意見聴取の状況	平成 22 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 7 月 7 日~8 月 5 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 7 月 1 日~8 月 30 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
			登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02/0.01, <0.01/0.02, 0.01
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
大豆	0.3	0.3	○		1.0	アメリカ <0.01, <0.01/<0.01, <0.01 【<0.05(#)-0.15(#)(n=13)】
小豆類	4.0	4.0			4.0	アメリカ 【0.11-2.7(n=6)(さきげ)】
てんさい さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
かぶ類の葉	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】 【米国のブロッコリーを参照】
クレソン	30	30			30	アメリカ
はくさい	7.0	7.0	○		7.0	アメリカ 0.28, 0.01
キャベツ	7	7	○	7		0.22, 0.16
芽キャベツ	7.0	7.0			7.0	アメリカ 【米国のブロッコリーを参照】
ケール	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
こまつな	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
きょうな	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
チンゲンサイ	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
カリフラワー	7.0	7.0			7.0	アメリカ 【米国のからしなを参照】 【0.52-1.7(n=8) (米国ブロッコリー)】
ブロッコリー	5	3	○・申	3	7.0	アメリカ 1.46(#), 1.76(#) 0.52, 0.80(はなっこり) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30	○		30	アメリカ
アーティチョーク	3.0	3.0			3.0	アメリカ 【0.99-1.2(n=3)】
チコリ	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
エンダイブ	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
しゅんぎく	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
レタス(サラダ菜及びびちしを含む。)	30	30	○	30		0.54, 3.78 【1.6-9.7(n=8) (頭部外葉あり) 0.45-0.11(n=3) (頭部外葉なし) 3.9-23(n=8)(葉) 0.63, 1.39(食用ぎく) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のきく科野菜	30	30			30	アメリカ
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			0.12(#), 0.16(#)(葉ねぎ) 0.18(#), 0.71(#)(根葉ねぎ) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
パセリ	30	30	○		30	アメリカ
セロリ	15	15		15		
その他のせり科野菜	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
トマト	2	2	○	2		0.38, 0.10
ピーマン	3	3	○	2		0.60, 1.07
なす	2	2	○		2.0	アメリカ 0.60, 0.32
その他のなす科野菜	2	2	○		2.0	アメリカ 0.80, 0.72(ししとう) 【0.26-0.94(n=4)(とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【0.011-0.67(n=8)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【<0.01-0.15(n=6)】
しろうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタローブを参照】
すいか	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタローブを参照】
メロン類果実	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【0.071-0.19(n=8)】
まくわうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタローブを参照】
その他のうり科野菜	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタローブを参照】
ほうれんそう	30	30			30	アメリカ 【9.8-43(n=6)】
オクラ	2.0	2.0			2.0	アメリカ 【米国のトマト、ピーマン 及びとうがらしを参照】
その他の野菜	30	30	○		30	アメリカ <0.1(#), <0.1(#)(はすれも) 8.30, 9.84(つるな) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
			登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2		2		
西洋なし	2	2		2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2		2		
もも	2	2		2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アプリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(ブルーンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		0.62(※), 0.38(※)
いちご	2	2	○			
クランベリー	0.7	0.7		0.7		0.42, 0.60
ぶどう	1	1	○	1		
バナナ						
キウイ	0.5	0.5			0.5	【<0.01-0.77(n=24)】
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
綿実	7	7		7		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
くり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30				【米国のレクス及び ほうれんそうを参照】
その他のハーブ	30	30			30	【11-18(n=7)(みらしな)】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02	アフリカ アフリカ
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2		2		
干しぶどう	3	3		3		

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

メトキシフェノジド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.3
小豆類(注1)	4.0
てんさい	0.05
かぶ類の葉	30
クレソン	30
はくさい	7.0
キャベツ	7
芽キャベツ	7.0
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チンゲンサイ	30
カリフラワー	7.0
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(注2)	30
アーティチョーク	3.0
チョコレート	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜(注3)	30
ねぎ(リーキを含む。)	3
パセリ	30
セロリ	15
その他のせり科野菜(注4)	30
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜(注5)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜(注6)	0.3
ほうれんそう	30
オクラ	2.0
その他の野菜(注7)	30
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	2
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
クランベリー	0.7
ぶどう	1
キウイ	0.5
その他の果実(注8)	0.1
綿実	7
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類(注9)	0.1
茶	20
その他のスパイス(注10)	30
その他のハーブ(注11)	30
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.02

メトキシフェノジド (つづき)

豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 (注1.3)	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん (注1.4) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
すもも (乾燥させたもの)	2
干しぶどう	3

(注1.3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注1.4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シフルメトフェン (Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請；りんご、ネクタリン、小粒核果類、いちじく、きゅうり/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、すいか、りんご、もも、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シフルメトフェン及び代謝物B-1とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	6.6	幼小児 (1~6歳)	16.4	妊婦	6.0	高齢者 (65歳以上)	7.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	6.6										
幼小児 (1~6歳)	16.4										
妊婦	6.0										
高齢者 (65歳以上)	7.1										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	5	5	○			0.71,1.54(\$)
きゅうり(ゴーキンを含む。)	3		申			0.7,1.2(\$)
すいか	0.5	0.5	○			<0.17,0.17
メロン類果実	1	1	○			0.31(\$),0.21
みかん	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.49,2.33(#)\$
レモン	10	10	○			その他のかんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			その他のかんきつ参照
グレープフルーツ	10	10	○			その他のかんきつ参照
ライム	10	10	○			その他のかんきつ参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.26(すだち)③22(かぼす)
りんご	3	3	○・申			1.07(\$),0.62
日本なし	3	3	○			1.06(\$),0.53
西洋なし	3	3	○			日本なし参照
もも	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
ネクタリン	2		申			1.0,0.9
あんず(アプリコットを含む。)	10		申			ウメ参照
すもも(プルーンを含む。)	1		申			0.5,<0.2
うめ	10		申			3.9,2.2
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.61,2.62
いちご	3	3	○			1.02,1.19
その他の果実	3		申			1.01,1.09(いちじく)
茶	20	20	○			14.7(\$),5.2(荒茶) <1.7,<1.7(浸出液)
その他のスパイス	20	20	○			10.28(\$),4.9 (みかん果皮)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルメトフェン

食品名	残留基準値
	ppm
なす	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	3
すいか	0.5
メロン類果実	1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	10
りんご	3
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず (アブリコットを含む。)	10
すもも (プルーンを含む。)	1
うめ	10
おうとう (チェリーを含む。)	10
いちご	3
その他の果実 ^{注2)}	3
茶	20
その他のスパイス	20

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及び α 、 α 、 α -トリフルオロトルイル酸をシフルメトフェンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

アゾキシストロビン (Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。エネルギー生成に重要な役割を果たしているミトコンドリアの電子伝達系の中のコハク酸-CoQ リダクターゼ間の電子伝達を阻害することにより作用すると考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：えだまめ/べと病 非結球あぶらな科葉菜類/白さび病 バナナ/黒星病 しょうが/根茎腐敗病										
我が国の登録状況	米、大豆、キャベツ、オクラ、マンゴー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	バナナ、えだまめ等に国際基準は設定されている。 米国においてしょうが、えだまめ等に、オーストラリアにおいてバナナ、アボカド等に、ニュージーランドにおいて大豆、ぶどう等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に及び EU においてしょうが、えだまめ等において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.18 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アゾキシストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>58.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>33.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.3	幼小児 (1~6 歳)	58.7	妊婦	23.7	高齢者 (65 歳以上)	33.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.3										
幼小児 (1~6 歳)	58.7										
妊婦	23.7										
高齢者 (65 歳以上)	33.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 7 月 7 日~8 月 5 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 7 月 1 日~8 月 30 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

